年金保険料の法定の事業主負担額）（以下「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

⑶1　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性をチェックする試行工事である。

⑶2　本工事における契約締結は令和８年度予算の成立を前提とする。令和８年度予算が暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における令和７・８年度「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が850点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　特定評価項目に係る技術提案が適正であること。

⑹　平成22年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体においては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

なお、当該施工実績が地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局が発注した工事（北海道開発局及び沖縄総合事務局発注工事においては、港湾空港関係に限る）である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、次の１）及び２）の工事とする。

１）陸上で製作された質量1,000ｔ／函以上のケーソンを作業船により吊り出し、海域に据え付けた工事（仮置きは除く）

２）設計図書に安全監視船の配置が義務付けられた工事

（１）と２）は別件工事可）

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次の１）の工事とする。

１）陸上で製作された質量500ｔ／函以上のケーソンを作業船により吊り出し、海域に据え付けた工事（仮置きは除く）

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　国家資格者等、実務経験又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成22年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が施工経験を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

なお、その施工経験が地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（北海道開発局及び沖縄総合事務局発注工事においては、港湾空港関係に限る）である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、陸上で製作されたケーソンを作業船により吊り出し、海域に据え付けた工事（仮置きは除く）

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員については、主任技術者の工事の施工経験は求めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証又は監理技術者資格者証裏面に監理技術者講習修了履歴を有する者であること。

⑻　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者、受託者である設計共同体の各構成員又は当該受託者、当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　上記１に示した工事に関係する当該事務所における発注者支援業務の受注者（予定者を含む。また、設計共同体の各構成員及び業務に従事する技術員の派遣元並びに出向元を含む。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目（詳細は入札説明書のとおり）

①　技術提案の評価

１）特定評価項目１「工事全般における施工管理」

２）特定評価項目２「工事全般における安全管理」

②　ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価

・ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定の有無

③　賃上げに関する評価

・従業員への賃金引上げ計画の表明書の有無

・減点対象の企業

④　施工体制評価

１）品質確保の実効性

２）施工体制確保の確実性

⑵　落札者決定方法　入札参加者は、価格及び申請書をもって入札し、次の①から③の要件に該当する者のうち、⑶によって得られる標準点、加算点、施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札